

さいたま市教育委員会会議

(臨時会)

令和6年3月14日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年3月14日（木）

午後4時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- | | | |
|--------|--|---------|
| 議案第17号 | さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について | 【非公開案件】 |
| 議案第18号 | さいたま市教職員（管理職）の人事について | 【非公開案件】 |
| 議案第19号 | さいたま市教職員の人事について | 【非公開案件】 |
| 議案第20号 | さいたま市高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について | |

3 閉 会

議案第20号

さいたま市高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市高等学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年3月14日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（副校長）</u> <u>第6条の2 学校に副校長を置くことができる。</u> <u>2 前条第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。</u> <u>3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> （主幹教諭） 第7条 [略] 2 主幹教諭は、校長<u>（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長。次項において同じ。）</u>及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。 3 [略]</p>	<p>（主幹教諭） 第7条 [略] 2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。 3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市立高等学校に副校長を置くことに伴い、さいたま市立高等学校管理規則の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。